

新旧対照表

【別紙】

新	旧
<p>こ成事第 370 号 令和 5 年 8 月 22 日 こ成事第 548 号 令和 5 年 12 月 19 日 こ成事第 659 号 令和 6 年 9 月 2 日 <u>こ成事第 787 号</u> <u>令和 6 年 12 月 25 日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長 市 町 村 長</p> <p>こども家庭庁長官 (公 印 省 略)</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。</p>	<p>こ成事第 370 号 令和 5 年 8 月 22 日 こ成事第 548 号 令和 5 年 12 月 19 日 こ成事第 659 号 令和 6 年 9 月 2 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長 市 町 村 長</p> <p>こども家庭庁長官 (公 印 省 略)</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。</p>

新

旧

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～3 (略)

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (略)

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所  居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所  児童福祉施設	障害児入所施設       児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設      <u>児童発達支援センター</u>
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～3 (略)

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (略)

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所  居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所  児童福祉施設	障害児入所施設       児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設      <u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u>
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

新

5 (略)

(事業の種類)

6 (1) ~ (5) (略)

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（(7)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）
ウ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	
エ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
オ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
ク 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	
ケ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	
コ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	
サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	
(2) その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3第18項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

旧

5 (略)

(事業の種類)

6 (1) ~ (5) (略)

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（(7)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター）	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）
ウ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	
エ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
オ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
ク 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	
ケ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	
コ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	
サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	
(2) その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3第18項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

新	旧
<p data-bbox="261 233 507 264">(7) ~ (8) (略)</p> <p data-bbox="249 369 409 401">7 ~ 18 (略)</p> <p data-bbox="219 506 581 537">別表 1 - 1 ~ 別表 1 - 4 (略)</p>	<p data-bbox="1534 233 1780 264">(7) ~ (8) (略)</p> <p data-bbox="1522 369 1682 401">7 ~ 18 (略)</p> <p data-bbox="1492 506 1855 537">別表 1 - 1 ~ 別表 1 - 4 (略)</p>

新

## 別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,634
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,973
初度設備相当加算	1 人 当 たり	66
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	559
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,118
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,677
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685
助産施設本体	1 人 当 たり	4,037
初度設備相当加算	1 人 当 たり	444
乳児院本体	1 人 当 たり	2,547
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	66
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	30
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,483
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	700
初度設備相当加算	1 人 当 たり	57
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	611
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	878
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,973
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	4,224
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	109
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	50
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	4,118
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,161
初度設備相当加算	1 人 当 たり	95
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,013
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	1,457
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	6,590

旧

## 別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,634
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,973
初度設備相当加算	1 人 当 たり	66
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	559
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,118
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,677
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685
助産施設本体	1 人 当 たり	4,037
初度設備相当加算	1 人 当 たり	444
乳児院本体	1 人 当 たり	2,547
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	66
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	30
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,483
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	700
初度設備相当加算	1 人 当 たり	57
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	611
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	878
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,973
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	4,224
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	109
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	50
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	4,118
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,161
初度設備相当加算	1 人 当 たり	95
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,013
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	1,457
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	6,590

新			旧		
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	9,221	母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	9,221
初度設備相当加算	1 世帯当たり	66	初度設備相当加算	1 世帯当たり	66
心理療法室整備加算	1 施設当たり	20,685	心理療法室整備加算	1 施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	5,069	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	5,069
初度設備相当加算	1 世帯当たり	57	初度設備相当加算	1 世帯当たり	57
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	878	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	878
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,260	母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,260
初度設備相当加算	1 人当たり	17	初度設備相当加算	1 人当たり	17
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体			児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	16,935	小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	16,935
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339	初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	3,589	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	3,589
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (217.6㎡以上)	1 施設当たり	25,402	小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (217.6㎡以上)	1 施設当たり	25,402
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	12,971	小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	12,971
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339	初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	3,589	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	3,589
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	19,457	小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	19,457
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009
児童センター (336,6㎡以上)	1 施設当たり	25,512	児童センター (336,6㎡以上)	1 施設当たり	25,512
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339	初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	3,589	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	3,589
児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (336,6㎡以上)	1 施設当たり	38,268	児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (336,6㎡以上)	1 施設当たり	38,268
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	34,038	大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	34,038
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,425	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,425
移動型児童館用車両	1 施設当たり	2,001	移動型児童館用車両	1 施設当たり	2,001

新			旧		
大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	51,058	大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	51,058
初度設備相当加算	1施設当たり	3,637	初度設備相当加算	1施設当たり	3,637
移動型児童館用車両	1施設当たり	3,001	移動型児童館用車両	1施設当たり	3,001
児童養護施設本体	1人当たり	3,897	児童養護施設本体	1人当たり	3,897
初度設備相当加算	1人当たり	66	初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,050	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,050
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685	心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,426	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,426
初度設備相当加算	1人当たり	57	初度設備相当加算	1人当たり	57
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	878	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	878
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	229	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	229
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973
児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	6,463	児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	6,463
初度設備相当加算	1人当たり	109	初度設備相当加算	1人当たり	109
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,033	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,033
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,303	心理療法室整備加算	1施設当たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,365	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,365
初度設備相当加算	1人当たり	95	初度設備相当加算	1人当たり	95
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,457	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,457
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	380	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	380
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,590	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,590
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,610	児童心理治療施設本体	1人当たり	4,610
初度設備相当加算	1人当たり	66	初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,591	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,591
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,791	心理療法室整備加算	1施設当たり	31,791
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973
通所部門整備加算	1人当たり	1,923	通所部門整備加算	1人当たり	1,923
初度設備相当加算	1人当たり	54	初度設備相当加算	1人当たり	54

新				旧			
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数		交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,476		児童自立支援施設本体	1人当たり	5,476	
初度設備相当加算	1人当たり	66		初度設備相当加算	1人当たり	66	
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,444		小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,444	
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685		心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973		親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973	
通所部門整備加算	1人当たり	1,923		通所部門整備加算	1人当たり	1,923	
初度設備相当加算	1人当たり	54		初度設備相当加算	1人当たり	54	
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	12,558		児童家庭支援センター本体	1施設当たり	12,558	
里親支援センター本体	1施設当たり	12,558		里親支援センター本体	1施設当たり	12,558	
職員養成施設本体	1人当たり	2,139		職員養成施設本体	1人当たり	2,139	
初度設備相当加算	1人当たり	66		初度設備相当加算	1人当たり	66	
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,540		小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,540	
初度設備相当加算	1人当たり	66		初度設備相当加算	1人当たり	66	
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,056		児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,056	
初度設備相当加算	1人当たり	66		初度設備相当加算	1人当たり	66	
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,266		子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,266	
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,266		地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,266	
一時預かり事業所	1施設当たり	10,266		一時預かり事業所	1施設当たり	10,266	
子育て短期支援事業所	1人当たり	5,540		子育て短期支援事業所	1人当たり	5,540	
初度設備相当加算	1人当たり	66		初度設備相当加算	1人当たり	66	
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	10,266		社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	10,266	
初度設備相当加算	1世帯当たり	57		初度設備相当加算	1世帯当たり	57	
居室等整備加算	1世帯当たり	5,069		居室等整備加算	1世帯当たり	5,069	
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	10,266		妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	10,266	
初度設備相当加算	1世帯当たり	57		初度設備相当加算	1世帯当たり	57	
居室等整備加算	1世帯当たり	5,069		居室等整備加算	1世帯当たり	5,069	
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	10,266		児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	10,266	
こども家庭センター	1施設当たり	10,266		こども家庭センター	1施設当たり	10,266	
利用者支援事業所	1施設当たり	10,266		利用者支援事業所	1施設当たり	10,266	
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	5,069		産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	12,558	
初度設備相当加算	1世帯当たり	57		産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1施設当たり	15,547	
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1世帯当たり	6,759					
初度設備相当加算	1世帯当たり	76					



新	旧
<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。)については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。</p> <p>3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)</p> <p>4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。</p> <p>6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。</p> <p>8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。</p> <p>9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。</p> <p>10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。</p>	<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。)については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。</p> <p>3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)</p> <p>4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。</p> <p>6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。</p> <p>8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。</p> <p>9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。</p> <p>10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。</p>

新

■ 交付要綱8（4）に掲げる事業（障害児施設等） (1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	78,643 74,899	
		21人 ～ 40人	都市部 標準	157,939 150,419	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	263,314 250,776	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	370,564 352,919	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	476,836 454,130	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	582,944 555,185	
		121人以上	都市部 標準	689,134 656,319	
		訓練事業等整備加算	都市部 標準	33,332 31,745	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 標準	109,775 104,548		
	短期入所整備加算	都市部 標準	9,045 8,615		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	10,512 10,012		
	障害児相談支援整備加算	都市部 標準	7,513 7,156		
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	5,003 4,765		
	小規模グループケア整備加算	都市部 標準	16,135 15,367		
	避難スペース整備加算	都市部 標準	29,012 27,631		
	<u>児童発達支援センター</u> 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	43,273 41,213
			21人 ～ 40人	都市部 標準	87,119 82,971
41人 ～ 60人			都市部 標準	145,471 138,544	
61人 ～ 80人			都市部 標準	204,393 194,660	
81人 ～ 100人			都市部 標準	263,314 250,776	
101人 ～ 120人			都市部 標準	321,503 306,194	
121人以上			都市部 標準	380,588 362,465	

旧

■ 交付要綱8（4）に掲げる事業（障害児施設等） (1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	78,643 74,899	
		21人 ～ 40人	都市部 標準	157,939 150,419	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	263,314 250,776	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	370,564 352,919	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	476,836 454,130	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	582,944 555,185	
		121人以上	都市部 標準	689,134 656,319	
		訓練事業等整備加算	都市部 標準	33,332 31,745	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 標準	109,775 104,548		
	短期入所整備加算	都市部 標準	9,045 8,615		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	10,512 10,012		
	障害児相談支援整備加算	都市部 標準	7,513 7,156		
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	5,003 4,765		
	小規模グループケア整備加算	都市部 標準	16,135 15,367		
	避難スペース整備加算	都市部 標準	29,012 27,631		
	<u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u> 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	43,273 41,213
			21人 ～ 40人	都市部 標準	87,119 82,971
41人 ～ 60人			都市部 標準	145,471 138,544	
61人 ～ 80人			都市部 標準	204,393 194,660	
81人 ～ 100人			都市部 標準	263,314 250,776	
101人 ～ 120人			都市部 標準	321,503 306,194	
121人以上			都市部 標準	380,588 362,465	

新				旧			
	訓練事業等整備加算	都市部	33,331	訓練事業等整備加算	都市部	33,331	
		標準	31,744		標準	31,744	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775	
		標準	104,548		標準	104,548	
	短期入所整備加算	都市部	9,046	短期入所整備加算	都市部	9,046	
		標準	8,615		標準	8,615	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512	
		標準	10,012		標準	10,012	
障害児相談支援整備加算	都市部	7,513	障害児相談支援整備加算	都市部	7,513		
	標準	7,156		標準	7,156		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003		
	標準	4,765		標準	4,765		
避難スペース整備加算	都市部	29,012	避難スペース整備加算	都市部	29,012		
	標準	27,631		標準	27,631		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,677	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,677
		標準	20,645			標準	20,645
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,513	障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,513
		標準	7,156			標準	7,156
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,003	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,003
		標準	4,765			標準	4,765
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	29,012	避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	29,012
		標準	27,631			標準	27,631
<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 （こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>				<p>(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 （こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			

新	旧
<p>■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））（略）</p> <p>■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））（略）</p> <p>■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））（略）</p> <p>■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））（略）</p>	<p>■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））（略）</p> <p>■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））（略）</p> <p>■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））（略）</p> <p>■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））（略）</p>

新

旧

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	10,078
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
初度設備相当加算	1人当たり	87
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	738
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,476
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,214
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
助産施設本体	1人当たり	5,329
初度設備相当加算	1人当たり	586
乳児院本体	1人当たり	3,362
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	87
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,278
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	924
初度設備相当加算	1人当たり	75
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	807
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,172
初度設備相当加算	1世帯当たり	87
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,691
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,160
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,664
初度設備相当加算	1人当たり	23

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	10,078
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
初度設備相当加算	1人当たり	87
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	738
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,476
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,214
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
助産施設本体	1人当たり	5,329
初度設備相当加算	1人当たり	586
乳児院本体	1人当たり	3,362
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	87
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,278
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	924
初度設備相当加算	1人当たり	75
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	807
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,172
初度設備相当加算	1世帯当たり	87
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,691
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,160
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,664
初度設備相当加算	1人当たり	23

新			旧		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体			児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	33,531	小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	33,531
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	7,106	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	7,106
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	25,683	小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	25,683
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	7,106	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	7,106
児童センター (336,6㎡以上)	1 施設当たり	50,514	児童センター (336,6㎡以上)	1 施設当たり	50,514
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653	初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	7,106	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1 施設当たり	7,106
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	67,396	大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	67,396
初度設備相当加算	1 施設当たり	4,801	初度設備相当加算	1 施設当たり	4,801
移動型児童館用車両	1 施設当たり	5,942	移動型児童館用車両	1 施設当たり	5,942
児童養護施設本体	1 人当たり	5,144	児童養護施設本体	1 人当たり	5,144
初度設備相当加算	1 人当たり	87	初度設備相当加算	1 人当たり	87
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	7,986	小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	7,986
心理療法室整備加算	1 施設当たり	27,304	心理療法室整備加算	1 施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,883	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,883
初度設備相当加算	1 人当たり	75	初度設備相当加算	1 人当たり	75
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,160	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,160
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	302	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	302
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,245	親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,245
児童心理治療施設本体	1 人当たり	6,086	児童心理治療施設本体	1 人当たり	6,086
初度設備相当加算	1 人当たり	87	初度設備相当加算	1 人当たり	87
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	7,380	小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	7,380
心理療法室整備加算	1 施設当たり	41,965	心理療法室整備加算	1 施設当たり	41,965
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,245	親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,245
通所部門整備加算	1 人当たり	2,538	通所部門整備加算	1 人当たり	2,538
初度設備相当加算	1 人当たり	72	初度設備相当加算	1 人当たり	72

新			
	単位	交付基礎点数	
児童自立支援施設本体	1人当たり	7,229	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	8,507	
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245	
通所部門整備加算	1人当たり	2,538	
初度設備相当加算	1人当たり	72	
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	7,313	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
児童自立生活援助事業所	1人当たり	6,674	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	13,551	
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	13,551	
一時預かり事業所	1施設当たり	13,551	
子育て短期支援事業所	1人当たり	7,313	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	12,582	
初度設備相当加算	1世帯当たり	75	
居室等整備加算	1世帯当たり	6,691	
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	12,582	
初度設備相当加算	1世帯当たり	75	
居室等整備加算	1世帯当たり	6,691	
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	13,551	
こども家庭センター	1施設当たり	12,582	
利用者支援事業所	1施設当たり	13,551	
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	6,691	
初度設備相当加算	1世帯当たり	75	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

旧			
	単位	交付基礎点数	
児童自立支援施設本体	1人当たり	7,229	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	8,507	
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245	
通所部門整備加算	1人当たり	2,538	
初度設備相当加算	1人当たり	72	
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	7,313	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
児童自立生活援助事業所	1人当たり	6,674	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	13,551	
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	13,551	
一時預かり事業所	1施設当たり	13,551	
子育て短期支援事業所	1人当たり	7,313	
初度設備相当加算	1人当たり	87	
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	12,582	
初度設備相当加算	1世帯当たり	75	
居室等整備加算	1世帯当たり	6,691	
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	12,582	
初度設備相当加算	1世帯当たり	75	
居室等整備加算	1世帯当たり	6,691	
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	13,551	
こども家庭センター	1施設当たり	12,582	
利用者支援事業所	1施設当たり	13,551	
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	16,577	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、子ども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

新

旧

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	209,690
			標準	199,705
		41人 ~ 60人	都市部	349,294
			標準	332,661
		61人 ~ 80人	都市部	491,424
			標準	468,023
	81人 ~ 100人	都市部	632,250	
		標準	602,143	
	101人 ~ 120人	都市部	773,238	
		標準	736,418	
	121人 以上	都市部	913,902	
		標準	870,383	
訓練事業等整備加算			都市部	44,170
			標準	42,067
短期入所整備加算			都市部	10,023
			標準	9,546
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,853
			標準	13,194
<u>児童発達支援センター</u> 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	116,132
			標準	110,602
		41人 ~ 60人	都市部	193,391
			標準	184,182
		61人 ~ 80人	都市部	271,790
			標準	258,848
	81人 ~ 100人	都市部	350,353	
		標準	333,670	
	101人 ~ 120人	都市部	427,775	
		標準	407,405	
	121人以上	都市部	506,174	
		標準	482,071	
訓練事業等整備加算			都市部	44,090
			標準	41,990
短期入所整備加算			都市部	12,061
			標準	11,487
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,853
			標準	13,194

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	209,690
			標準	199,705
		41人 ~ 60人	都市部	349,294
			標準	332,661
		61人 ~ 80人	都市部	491,424
			標準	468,023
	81人 ~ 100人	都市部	632,250	
		標準	602,143	
	101人 ~ 120人	都市部	773,238	
		標準	736,418	
	121人 以上	都市部	913,902	
		標準	870,383	
訓練事業等整備加算			都市部	44,170
			標準	42,067
短期入所整備加算			都市部	10,023
			標準	9,546
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,853
			標準	13,194
<u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u> 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	116,132
			標準	110,602
		41人 ~ 60人	都市部	193,391
			標準	184,182
		61人 ~ 80人	都市部	271,790
			標準	258,848
	81人 ~ 100人	都市部	350,353	
		標準	333,670	
	101人 ~ 120人	都市部	427,775	
		標準	407,405	
	121人以上	都市部	506,174	
		標準	482,071	
訓練事業等整備加算			都市部	44,090
			標準	41,990
短期入所整備加算			都市部	12,061
			標準	11,487
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,853
			標準	13,194

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。  
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。  
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。



新

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	86,480		
			標準	82,362		
		21人 ～ 40人	都市部	173,801		
			標準	165,525		
		41人 ～ 60人	都市部	289,697		
			標準	275,902		
		61人 ～ 80人	都市部	407,610		
			標準	388,200		
		81人 ～ 100人	都市部	524,513		
			標準	499,537		
		101人 ～ 120人	都市部	641,250		
			標準	610,715		
		121人 以上	都市部	758,070		
			標準	721,972		
		訓練事業等整備加算			都市部	36,642
					標準	34,898
大規模訓練設備等整備加算			都市部	120,769		
			標準	115,019		
短期入所整備加算			都市部	10,000		
			標準	9,524		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,597		
			標準	11,045		
障害児相談支援整備加算			都市部	8,269		
			標準	7,876		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,504		
			標準	5,242		
小規模グループケア整備加算			都市部	17,732		
			標準	16,888		
避難スペース整備加算			都市部	31,935		
			標準	30,415		

旧

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	86,480		
			標準	82,362		
		21人 ～ 40人	都市部	173,801		
			標準	165,525		
		41人 ～ 60人	都市部	289,697		
			標準	275,902		
		61人 ～ 80人	都市部	407,610		
			標準	388,200		
		81人 ～ 100人	都市部	524,513		
			標準	499,537		
		101人 ～ 120人	都市部	641,250		
			標準	610,715		
		121人 以上	都市部	758,070		
			標準	721,972		
		訓練事業等整備加算			都市部	36,642
					標準	34,898
大規模訓練設備等整備加算			都市部	120,769		
			標準	115,019		
短期入所整備加算			都市部	10,000		
			標準	9,524		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,597		
			標準	11,045		
障害児相談支援整備加算			都市部	8,269		
			標準	7,876		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,504		
			標準	5,242		
小規模グループケア整備加算			都市部	17,732		
			標準	16,888		
避難スペース整備加算			都市部	31,935		
			標準	30,415		

新				旧					
<u>児童発達支援センター</u>	本体	利用定員 20人 以下	都市部	47,568	<u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u>	本体	利用定員 20人 以下	都市部	47,568
			標準	45,303				標準	45,303
		21人 ~ 40人	都市部	95,809	21人 ~ 40人		都市部	95,809	
			標準	91,247			標準	91,247	
		41人 ~ 60人	都市部	160,017	41人 ~ 60人		都市部	160,017	
			標準	152,398			標準	152,398	
		61人 ~ 80人	都市部	224,815	61人 ~ 80人		都市部	224,815	
			標準	214,110			標準	214,110	
		81人 ~ 100人	都市部	289,697	81人 ~ 100人		都市部	289,697	
			標準	275,902			標準	275,902	
		101人 ~ 120人	都市部	353,653	101人 ~ 120人		都市部	353,653	
			標準	336,813			標準	336,813	
		121人 以上	都市部	418,619	121人 以上		都市部	418,619	
			標準	398,685			標準	398,685	
	訓練事業等整備加算		都市部	36,642	訓練事業等整備加算		都市部	36,642	
			標準	34,898			標準	34,898	
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	120,769	大規模訓練設備等整備加算		都市部	120,769	
			標準	115,019			標準	115,019	
	短期入所整備加算		都市部	10,000	短期入所整備加算		都市部	10,000	
			標準	9,524			標準	9,524	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,597	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,597		
		標準	11,045			標準	11,045		
障害児相談支援整備加算		都市部	8,269	障害児相談支援整備加算		都市部	8,269		
		標準	7,876			標準	7,876		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,504	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,504		
		標準	5,242			標準	5,242		
避難スペース整備加算		都市部	31,935	避難スペース整備加算		都市部	31,935		
		標準	30,415			標準	30,415		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令と5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令と5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づき行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	129	-	-	170	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	209	313	-	276	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	121	162	162	160	162	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	446	669	-	589	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	889	-	-	1,762	-	-	-	1,334
児童センター	1施設当たり	1,340	-	-	2,653	-	-	-	2,010
大型児童センター	1施設当たり	1,791	-	-	3,546	-	-	-	2,687
児童養護施設	1人当たり	188	-	-	249	251	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	216	-	289	286	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	272	-	-	359	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	114	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	476	-	-	629	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	424	-	-	560	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	446	-	-	589	-	595	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	9,391	19,093 16,765	12,573	12,496	-	-	10,325	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	9,860	20,047 17,603	13,201	13,120	-	-	10,841	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4,719	16,765	6,286	6,054	-	-	5,186	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	4,954	17,603	6,600	6,356	-	-	5,445	-

(注) 1 豪雪対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づき行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	129	-	-	170	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	209	313	-	276	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	121	162	162	160	162	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	446	669	-	589	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	889	-	-	1,762	-	-	-	1,334
児童センター	1施設当たり	1,340	-	-	2,653	-	-	-	2,010
大型児童センター	1施設当たり	1,791	-	-	3,546	-	-	-	2,687
児童養護施設	1人当たり	188	-	-	249	251	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	216	-	289	286	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	272	-	-	359	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	114	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	476	-	-	629	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	424	-	-	560	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	635	-	-	838	-	846	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	9,391	19,093 16,765	12,573	12,496	-	-	10,325	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	9,860	20,047 17,603	13,201	13,120	-	-	10,841	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4,719	16,765	6,286	6,054	-	-	5,186	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	4,954	17,603	6,600	6,356	-	-	5,445	-

(注) 1 豪雪対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
 4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

旧

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	234	-	-	309	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	393	590	-	519	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	217	326	290	287	290	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	813	1,220	-	1,074	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,334	-	-	2,643	-	-	-	2,164
児童センター	1施設当たり	2,011	-	-	3,982	-	-	-	3,261
大型児童センター	1施設当たり	2,686	-	-	5,318	-	-	-	4,355
児童養護施設	1人当たり	338	-	-	447	451	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	410	-	546	541	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	482	-	-	637	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	210	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,771	-	-	2,338	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	813	-	-	1,074	-	1,085	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	17,230	24,774 22,912	22,912	22,819	-	-	18,889	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	18,091	26,012 24,057	24,057	23,959	-	-	19,833	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	8,227	10,990	10,990	10,866	-	-	9,044	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	8,638	11,539	11,539	11,409	-	-	9,496	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	234	-	-	309	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	393	590	-	519	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	217	326	290	287	290	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	813	1,220	-	1,074	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,334	-	-	2,643	-	-	-	2,164
児童センター	1施設当たり	2,011	-	-	3,982	-	-	-	3,261
大型児童センター	1施設当たり	2,686	-	-	5,318	-	-	-	4,355
児童養護施設	1人当たり	338	-	-	447	451	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	410	-	546	541	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	482	-	-	637	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	210	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,771	-	-	2,338	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,134	-	-	1,498	-	1,513	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	17,230	24,774 22,912	22,912	22,819	-	-	18,889	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	18,091	26,012 24,057	24,057	23,959	-	-	19,833	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	8,227	10,990	10,990	10,866	-	-	9,044	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	8,638	11,539	11,539	11,409	-	-	9,496	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。  
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■地域交流スペース 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■屋内消火栓設備 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■特殊附帯工事 交付基礎点数 (略)</li> <li>■定期借地権設定のための一時金加算 (略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■地域交流スペース 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■屋内消火栓設備 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表 (略)</li> <li>■特殊附帯工事 交付基礎点数 (略)</li> <li>■定期借地権設定のための一時金加算 (略)</li> </ul>
<p>別表 3～別表 6 (略)</p>	<p>別表 3～別表 6 (略)</p>
<p>別紙 1～別紙 7 (略)</p>	<p>別紙 1～別紙 7 (略)</p>